明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とコロンビア共和国との間の条約（一二）　二

〔告　示〕

○令和四年総務省告示第十六号の一部を訂正する件（**総務**二六八）　三

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とコロンビア共和国との間の条約に関する書簡の交換に関する件（**外務**二九一）　三

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とコロンビア共和国との間の条約の効力発生に関する件（**同**二九二）　三

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（**厚生労働**二四八）　三

○食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（**同**二四九）　三

○規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示の一部を改正する件（**国土交通**八一五）　三

○民間訓練試験空域を指定する告示の一部を改正する件（**同**八一六）　三

○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**同**八一七）　三

○空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示の一部を改正する件（**同**八一八）　三

○航空情報を提供する場所等を定める告示の一部を改正する件（**同**八一九）　三

○規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示の一部を改正する件（**同**八二〇）　三

○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件（**防衛**一九九）　三

○防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則第六条の規定により、対象施設の管理者として指定した件（**同**二〇〇）　三

○岐阜飛行場についての告示を変更する件（**同**二〇一、二〇二）　三

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　三

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　一〇七

特殊法人等

令和三年度経済産業省共済組合の決算、司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会裁決関係　一一七

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、法人の所在不明理事への申出の催告関係　一一八

会社その他

会社決算公告　一一九

本号で公布された法令のあらまし

◇所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とコロンビア共和国との間の条約（条約第一二号）

（外務省）

この条約は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の除去等を目的として日本国とコロンビア共和国との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。コロンビア共和国については所得税及びその補完税に、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税及び地方法人税に適用する。（第一条及び第二条関係）

2　この条約上、一定の用語は、それぞれこの条約において定義された意義を有し、この条約に定義されていない用語は、各締約国の法令上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）

3　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合に、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができ、恒久的施設に帰せられる利得に対する課税においては本支店間の内部取引を厳格に認識して課税対象とする。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特殊の関係がある場合には、これらの関係がなかったものとした場合の利得に対して課税することができる。（第六条～第九条関係）

4　配当に対しては、源泉地国において、年金基金が受益者である配当の場合には課税が免除され、親会社が子会社から受け取る配当の場合は五パーセントを超えない税率により課税することができ、その他の配当の場合は一〇パーセン